

千葉県立保健医療大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の規定に基づき、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）が行う学士の学位の授与については、千葉県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第49条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、学則第48条の規定により卒業を認定した者に授与するものとする。

(学位記の様式)

第3条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(専攻分野の名称)

第4条 本学が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| 一 看護学科 | 「看護学」 |
| 二 栄養学科 | 「栄養学」 |
| 三 歯科衛生学科 | 「歯科衛生学」 |
| 四 リハビリテーション学科理学療法学専攻 | 「理学療法学」 |
| 五 リハビリテーション学科作業療法学専攻 | 「作業療法学」 |

(学位の名称)

第5条 学士の学位を授与された者が学士の学位の名称を用いるときは、千葉県立保健医療大学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第6条 学士の学位を授与された者が、不正の方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、学士の学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

(学位記の再交付)

第7条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。

第 号

卒 業 証 書
学 位 記



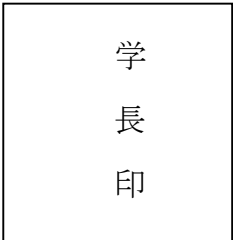
(氏名)

年 月 日生

本学健康科学部〇〇〇〇学科所定の課程を修めて卒業したことを認め学士(〇〇〇〇学)
の学位を授与する

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 (氏名)



第 号

卒 業 証 書
学 位 記



(氏名)

年 月 日生

本学健康科学部リハビリテーション学科〇〇療法学専攻所定の課程を修めて卒業したことを認め学士（〇〇療法学）の学位を授与する

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 （氏名）

